

第2章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

すべての人が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、本市において重要な課題です。

2 基本理念

弘前市男女共同参画プラン 2023 の基本理念は、市民一人ひとりにとって生きやすい弘前をイメージした男女共同参画社会の実現を目指し、前計画が掲げていた「一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前」を引き継ぎ、本市における男女共同参画の取組を更に推進していきます。

一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らせるまち弘前

3 3つの基本目標

基本理念に沿った男女共同参画社会の実現のために、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現

- ①将来にわたってすべての人が政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のために、その人が本来持っている力を活かし、自らの意思決定により自発的に行動できるようにするエンパワーメントを拡充して主体的に活躍するための支援を行うとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な意見を反映させていきます。
- ②一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮するためには、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要であり、職場における働き方の見直しと育児・介護サービス等の社会的支援体制の強化を図ります。
- ③人口減少や少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、働きたい人が性別に関わりなく活躍することは地域活性化につながるため、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備を進めます。

- ④本市の様々な産業分野において、男女比に偏りがみられる分野があり、不均衡の解消が多様な価値観や創意工夫をもたらすことも期待できるため、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ すべての人が安心して暮らせる社会の実現

- ①活力ある地域社会を維持し、発展させるためには、すべての人が互いを尊重し合い、一人ひとりが役割を担いながら地域全体で支え合うことが必要であり、それぞれの地域で行われる活動において男女共同参画の理解を広めていきます。
- ②家族形態の変容や雇用・就労をめぐる変化等により、ひとり親家庭や高齢者等の幅広い層で貧困をはじめとする生活上の困難に陥りやすい状況が広がっています。性別等を理由に複合的に困難な状況に置かれることがないように、人権尊重や男女共同参画の視点での取組を推進します。
- ③新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に家庭内暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。暴力は深刻な人権侵害であり、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を根絶するための取組を推進します。
- ④一人ひとりがいきいきとした生活や充実した社会活動を行うために、生涯にわたる健康づくりに取り組みます。特に、女性はライフステージに応じ、男性とは異なる女性特有の疾患を経験する可能性があることや、妊娠・出産をはじめ更年期など、心身の状態が大きく変化する特性があるため、身体的性差を踏まえた健康支援策の推進を図ります。

基本目標Ⅲ すべての人が共に参画できる社会の実現

- ①すべての人が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進は、本市における様々な取組の基盤となります。
- ②そのために、長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを解消する取組を推進します。
- ③働き方や暮らし方の変容や、職場、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で多様な人財が主体的かつ積極的に参画し、誰もが暮らしやすい社会につながるようにすべての人に対する男女共同参画社会についての普及啓発を行い、その理解を深めていきます。

4 性格・期間

(1) 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、本市の男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき具体的目標や施策を明らかにするものです。

国の第5次男女共同参画基本計画及び県の第5次あおもり男女共同参画プランの趣旨を踏まえるとともに、本市の最上位計画となる弘前市総合計画と整合を図って策定し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画を兼ねるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とし、計画期間中の法改正や社会情勢の変化等に即し、必要に応じて見直しを行います。

5 体系図

基本目標Ⅰ すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現	
重点目標 1	政策・方針決定過程への女性の参画
施策 1	審議会等の委員への女性の参画
施策 2	市女性職員の管理職への登用
重点目標 2	女性の人財育成とエンパワーメント支援
施策 1	女性の人財育成
施策 2	女性のエンパワーメント支援の促進
重点目標 3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
施策 1	ワーク・ライフ・バランス支援の促進
施策 2	子育てを支援する環境の整備
施策 3	介護を支援する環境の整備
重点目標 4	就業・起業における男女共同参画の推進
施策 1	希望に応じた多様な働き方を可能にする支援
施策 2	企業等における女性の活躍推進
重点目標 5	農業における男女共同参画の推進
施策 1	農業に従事する女性が活躍できる環境づくり
基本目標Ⅱ すべての人が安心して暮らせる社会の実現	
重点目標 6	地域における男女共同参画の推進
施策 1	性別に関わりなく共同で取り組む地域活動の推進
施策 2	防災・災害時における男女共同参画の視点を反映させた対応
重点目標 7	生活上の困難や生きづらさに直面する人への支援
施策 1	ひとり親家庭、貧困等の人たちの生活安定に向けた支援
施策 2	若年者、高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備
施策 3	多様な性のあり方に対する理解促進
施策 4	犯罪被害者等への支援
重点目標 8	すべての人に対する暴力の根絶
施策 1	暴力防止のための環境づくり
施策 2	暴力被害者からの相談・支援体制の充実
重点目標 9	生涯を通じた健康支援
施策 1	生活習慣病の発症予防及び重症化予防対策
施策 2	健康意識の向上と心身の健康づくり
施策 3	身体的性差に関わる健康問題に対する理解促進
基本目標Ⅲ すべての人が共に参画できる社会の実現	
重点目標 10	男女共同参画社会形成に向けた慣行の見直し、意識の改革
施策 1	男女共同参画社会形成に係る理解促進
施策 2	男女共同参画に関する意識調査
重点目標 11	学校教育における理解促進
施策 1	学校教育等における男女共同参画の理解促進